

環境影響評価結果の事業への反映について（事後調査について）

1. 事業者への調査

第1回専門委員会において、委員から、事後調査の実施状況や環境保全措置の実施状況についてのご質問を受けて、事業者を対象とした調査を実施した。

具体的には、法に基づく手続を完了した事業119件（平成20年3月末現在。経過措置を含む。）を対象として、事後調査の実施の有無、公表状況等について事業者にアンケートを実施し、56件から回答を得た。なお、道路事業については案件数が多いため、任意抽出された事業のみ回答を得た。河川工事、鉄道・軌道、飛行場、埋立、面整備については、環境大臣意見で事後調査に言及された事業を中心に回答を得た。回答のあった56件のうち、

- ・事後調査の対象項目がないもの(16件)
 - ・事業中止となり事後調査が不要となったもの、又は着工前等の理由により、一部又は全部の調査項目が事後調査を実施する事業段階にないもの(8件)
- を除いた結果、事後調査の対象項目があった事業は32件であった。

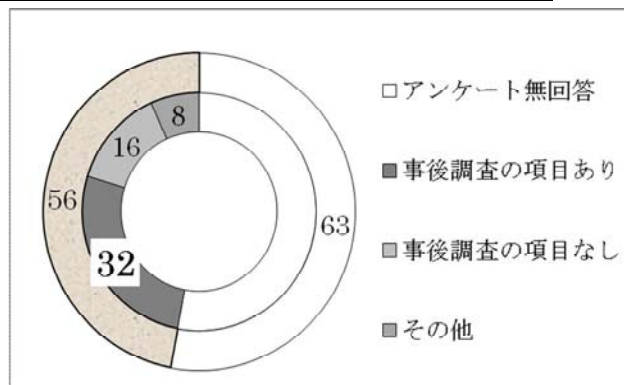


図1 法に基づく手続完了案件（119件）におけるアンケート回答事業の割合

表1 アンケート回答事業の内訳

事業種	アンケート回答件数
道路	4
河川工事	3
鉄道・軌道	6
飛行場	3
発電所	30
廃棄物最終処分場	4
埋立	2
面整備	6
合計	56

2つの事業種が併合して実施されたものは、「合計」欄で1件とした。

2. アンケート結果

(1) 全事業における事後調査の実施有無

アンケートの結果、事後調査の対象項目があった事業 32 件全てにおいて、全部の調査項目が実施されていた（または実施している）。うち、既に全調査項目の調査を終了した事業は 8 件であった。

(2) 事後調査の公表の有無

全部の調査項目の事後調査を実施した（または実施している）事業 32 件のうち、公表した事業は 22 件、準備中は 2 件、公表していない事業は 8 件であった。別途、環境省の調査（事業名・事業者名によるインターネットでの検索により把握）により公表が確認されたものは 8 件であった。

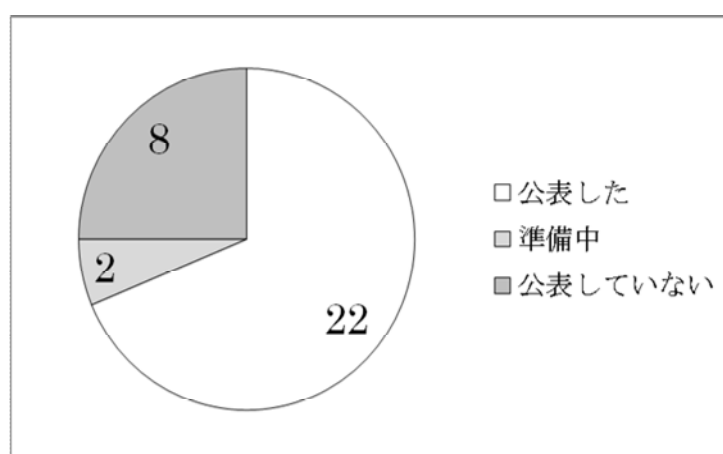


図 2：事後調査を実施した（または実施している）事業者における公表割合

具体的な公表方法については次の通りである（重複あり）。

- ・ 条例に基づき、「事後調査の結果報告書などを首長に提出し、地方公共団体が公表した（公表方法は条例の規定による）」事業は 10 件あった。
- ・ 事業者の自主的な取組として「地方公共団体に報告し、地方公共団体が公表」が 1 件、「事業者のホームページに掲載」が 7 件、「住民向け説明会等で資料を配付」が 2 件、「左記以外の方法で公表」が 7 件あった。

(3) 事後調査の結果を踏まえた対応

全部の調査項目の事後調査を実施した(または実施している)事業 32 件のうち、対応は以下の通りである。

- ・ 全部の調査項目で「評価結果を評価中又は検討中」と回答した事業者は 4 件であった。
- ・ 全部の調査項目で「調査結果が予測結果と同等であったこと等から、何も行っていない。」と回答した事業者は 24 件であった。
- ・ 一部の項目で、評価書記載以外の環境影響や保全対象が見つかった、又は調査結果が予測結果よりも悪かったこと等から、何らかの対応を行った事業者は 4 件

であった。

一部の調査項目で「環境保全措置の改善又は追加を実施した」「改善又は追加を検討中」(3件)

「原因を分析中であり、環境保全措置の改善又は追加が必要かどうかは未定。」(1件)

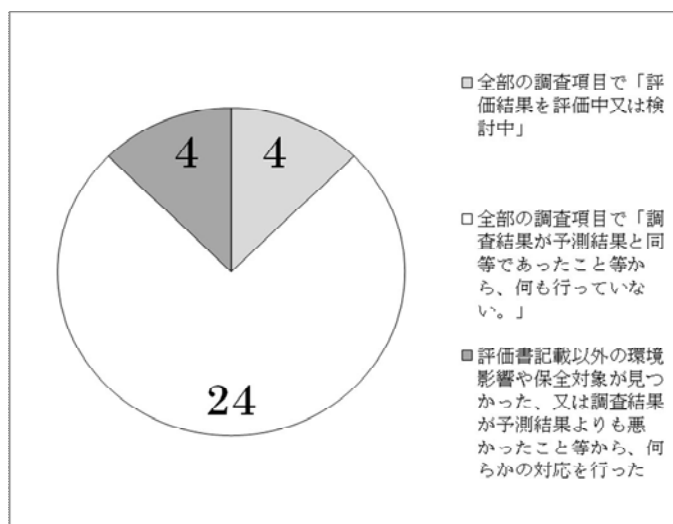


図3：事後調査を踏まえた対応状況の内訳

3. 環境影響評価法の対象項目と個別法における規制・環境監視等との関係

環境影響評価制度総合研究会では、事後調査について、「事業実施後の段階では、各種環境関連法令集を遵守している」という意見があった。環境影響評価法の対象項目と環境関係の主要な個別法における規制等との関係を整理すると以下のとおり。

法令等名称	概要
大気汚染防止法 水質汚濁防止法	環境基本法に基づき物質ごとに環境基準が定められており、各法に基づき都道府県知事等により特定の地域に限定されることなく汚染状況がモニタリングされている。また、各法に基づき物質や施設等ごとに排出基準が定められ、立入検査、必要に応じた改善命令・使用停止命令等、排出が規制される仕組みとなっている。
土壌汚染対策法	都道府県により、土地の調査の命令及びその報告、汚染の除去等の命令等が行われる仕組みとなっている。
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	海洋投入処分の許可を受けた者は、廃棄物の排出海域の汚染状況の監視をしなければならず、またその監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。
騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法	都道府県により規制地域が指定され、時間及び区域の区分ごとに規制基準が定められ、必要に応じた改善勧告等が行われる仕組みとなっている。
自然公園法	国等が国立公園等の対象地域内において、保護のために必要があると認めるときは、立入検査や中止命令・原状回復等を命じることができる仕組みとなっている。

自然環境保全法	国等が自然環境保全地域等の対象地域を指定し、保護のために各種制限を設け、自然環境の保全のために必要があると認めるときは中止命令・原状回復等を命じることができる仕組みとなっている。
---------	---

4 . ポイント

法に基づく手続終了案件 119 件のうち、アンケートへ回答があったのは約半数の 56 事業者である。

アンケート回答事業者に限定すると、事後調査の対象項目がある場合は全て調査が実施されていた。事後調査を実施した事業者のうち、約 7 割が何らかの方法で結果を公表したと回答したが、一般的なインターネットによる検索で結果が確認された事業は約 3 割と限られていた。

環境影響評価法の対象項目に関する規制やモニタリング制度については、大気環境や水環境等の個別法によって特定の地域に限定されることなく措置されているものがある。また、事業の許認可を受けた者が監視を行い、その結果を許認可権者に対して報告することを義務付けている制度がある。

一方、騒音規制法等のように地域を指定して規制等を行っている制度や、自然公園法等のように対象地域内において立入検査等を実施するなど、特定の地域に限定して規制等を行っている制度がある。